

アマチュアアーティストバンクちば 取扱要領

アマチュアアーティストの情報を登録・公開して、その活動内容を市民に周知することで、アマチュアアーティストの活動と発表の場を拡充するとともに、芸術鑑賞等の機会を市民の皆様提供することを目的とするものです。登録料は無料です)

☆登録できるアマチュアアーティストは次の全てに該当する方（個人・団体）です。

1. 文化芸術活動をしている個人又は団体。
2. 千葉市内を活動拠点としていること。
3. 千葉市民の依頼に応じて公演等が実施可能であること。
4. 出演料等は無償であること。（ただし、交通費等の雑費については要相談。条件が合わなければ断ることもできます。）
5. 活動目的が政治、宗教及び営利活動に関わらないこと。
6. 活動内容が公序良俗に反しないこと。

☆登録ジャンル

・音楽 ・舞踊 ・古典 ・美術 ・茶華道 ・文芸 ・メディア ・その他

☆ 登録に必要なもの

上記の条件により、①所定の登録票1（公開情報）、②登録票2（非公開情報）、③ホームページ掲載用写真データ、④映像、音声等で演奏等パフォーマンスが分かるものを提出してください。審査の後、登録の可否をお知らせいたします。

☆ 登録の変更・取り消しをしたいときは？

ご連絡ください。随時対応します。

☆ 登録すると

「登録票1」の情報はホームページに掲載し、公開します。また、演奏等出演依頼の問い合わせに対応します。

☆ 出演依頼の問い合わせには次の要領で対応いたします。

1. 依頼者の連絡先・趣旨を伺った上で、「登録票2」に基づき必要な情報を依頼者に紹介します。個々の問い合わせについて、登録者へ報告は行いませんのでご了承ください。
2. 次の場合は登録者へご連絡します。
 - (1) 依頼内容が具体的で実施可能な場合は依頼者の連絡先・問い合わせの趣旨等をご報告します。
 - (2) 制度の目的（市内での公演等依頼）と違う趣旨の場合は「登録票2」に基づく必要な情報を紹介する前にご相談します。

☆お断り・お願い

1. この制度はアマチュアアーティストの情報を広く紹介して、活動を支援するためのものですので、登録によって必ず依頼があるとは限りません。
2. 活動によって生じたトラブル・事故等の責任は負いません。また、活動で知り得た個人情報・プライバシーに関する秘密は決して口外しないでください。

3. 登録したことにより公演等活動に結びついた場合はご報告をお願いします。

☆アーティストの紹介を希望する主催者の皆様へ

1. 紹介の依頼は団体に限り受付けるものとし、個人への紹介はいたしません。